

平成27年度第3回教育問題審議会会議録

日時：平成28年3月25日（金）

午後3時30分～午後5時10分

場所：泉南市埋蔵文化財センター 講堂兼視聴覚室

○会長

本日は御多用の中御出席いただき、誠にありがとうございます。ただ今から、第3回教育問題審議会を開会させていただきます。議事に入ります前に、委員の委嘱及び本日の委員の出席状況につきまして、事務局よりお願いしたいと思います。

○教育部長

委員に異動がございますので御報告いたします。前回の会議まで欠員となっておりました区長連絡協議会からの委員につきまして、過日、同協議会で協議会会長のN様が選出されましたので、本委員として委嘱いたしまして、本日御出席いただいておりますので御紹介させていただきます。

○N委員

Nです。よろしくお願いいいたします。

○教育部長

つづきまして、本日の委員の出席状況でございますけれども、現任委員14名全員に出席いただいております。

○会長

N委員どうぞよろしくお願いいいたします。ただ今報告がありましたように、本日は全員が出席ということでございますので、この審議会は適法に成立しておりますことを御報告させていただきます。続きまして、資料の確認につきまして事務局の方からお願いします。

○教育部長

それでは本日の資料について説明をさせていただきます。事前に各委員には資料をお配りさせていただいておりますが、資料1といたしまして、教育振興基本計画の素案という冊子になっているもの。資料2、資料3といたしまして、第1回目と第2回目のこの審議会の議事録をお配りさせていただいております。そして、お手元の方に2種類、一つは先に送付をさせていただいております振興計画の素案の一部について、送付後、修正箇所が生じておりますので、その修正部分を取り出したものを資料4として1枚物でテーブルの方にお配りしております。また、本日からN委員にも御参加をいただいておりますので、改めて委員名簿もお配りをさせていただいております。資料の不足はございませんでしょうか。ないようですので会長よろしくお願いいいたします。

○会長

当審議会は、原則公開となっております。本日の傍聴の申し込みにつきましてはほど

のようになっていますでしょうか。

○教育部長

希望者がございます。傍聴につきまして御協議いただきたいと思います。

○会長

それでは、傍聴の申し込みがあるようでありますので、傍聴を許可してもよろしいでしょうか。

それでは、異議なしということでございますので、傍聴申込者に入場してもらってください。

(傍聴者入場)

○会長

それでは議事に入らせていただきたいと思います。本日は第2回審議会におきまして審議された教育振興基本計画の骨子案及び施策体系の修正及び新提案として出されております基本計画を中心議題として審議したいと思います。その前に第2回審議会におきまして、傍聴人の方から資料配付の依頼を申し受けました。そのことについての審議と議事録についての審議をしていきたいと思います。議事の(1)でございますが、傍聴人への資料配布についてでございますが、どのようにさせていただいたらよろしいでしょうか。

(配付容認の意見あり)

○会長

傍聴人への資料配布を行ってはどうかという御意見もいただきましたので、今日の資料で言いますと、資料1を配付して説明をするという形ですね。それと、議事録の方ですが、これについては、今のところ個人名が入っていますね。この議事録について、どうさせていただいたらいいでしょうか。事務局からの説明にあたる部分については、傍聴人の方にも配布して、議事録については個人名が入っているということでございますので、例えば、議事録を公開することになっておると聞いているので、公開の折に御確認いただくという形でよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

○教育部長

今日御議論いただきます、資料1とその一部修正の資料4を配付させていただきたいと思います。

○会長

それではそのような形で傍聴人に配付していただけたらと思います。資料1と資料4を事務局から配付をお願いいたします。それでは、議案2に移りたいと思います。議事録の公開について、事務局より説明をお願いいたします。

○人権教育課長

今回事前に資料2、資料3としまして第1回会議と第2回会議の議事録を配付しております。この議事録につきましては、お名前をアルファベットにして、ウェブサイトへの公開をいたしたいと思います。その旨ご審議いただきたいと思います。なお、

間違いがございましたら、4月8日金曜日までに人権教育課までお申し出をお願いいたします。訂正の上公開したいと考えております。人権教育課の電話番号は、今日の議事日程、今日新たに机の上に配っております第3回議事日程の下に書いてございますので、そちらの方に電話をしていただいで、人権教育課までよろしくお願ひしたいと思ひます。以上でございます。

○会長

それでは御意見、御質問がございましたら出していただけたらと思ひます。議事録についていかがでしょうか。提案どおりでよろしいでしょうか。それでは、御確認の上、4月8日までに訂正がございましたら人権教育課まで御連絡をよろしくお願ひいたします。それでは議事の(3)に移っていきたくと思ひます。去る2月9日に第2回審議会を開催しました。第2回審議会におきましては主に、教育振興基本計画の骨子案及び施策体系の検討を中心議題として審議いたしました。その中で大きく3つ、児童生徒数の推移については、地方創生の取り組みを進め本市の成長戦略を推進することにより、人口減少に歯止めがかかった場合の推移を踏まえること。2つ目に、子ども達の課題については、統計的な全国との比較だけではなく、泉南市独自の課題を踏まえるとともに、その課題に対する今後の教育の方向性を明らかにすること。そして3つ目ですが、基本理念と基本方針、基本方向の関係の整理。この3点が意見として挙がっておりました。本日はそのこと受けた修正案とともに、3つの基本方針、就学前保育教育の充実、小中学校の教育力の充実、明るく安心できる学習環境の整備充実、安全安心な教育環境の整備、生涯学習の推進、市を挙げての教育施策の推進体系の確立という基本方針がございしますが、それに基づく施策につきまして、施策一つ一つの具体的文言を審議したいと思ひます。教育振興基本計画の骨子案の修正ということについて、まず資料1の素案4ページから16ページの第2章、第3章の網掛け部分について事務局から説明をお願いいたします。

○人権教育課長

資料1の4ページからになります。こちらの方は、先程もありましたとおりに施策の展開をした時の0歳から14歳までの年少人口の推移というところを踏まえるべきではないかという御意見がございましたので、網掛け部分、これまでの特段の施策を講じないものとして推計したものにつきましては、5、6、7の方を参考資料としまして、4ページの網掛け部分の最初の「しかし、地方創生の取り組みを進め本市の成長戦略を着実に推進することにより、将来の深刻な人口急減に歯止めをかけ、加えて本市が直面する課題解決への取り組みが進展したものとして将来人口を展望した場合は、以下の通りになります。」ということで、その数字を基に挙げております。

4ページの下ですが、「この場合、本計画終了の1年後の平成32年(2020年)の0歳から14歳までの年少人口は8,651人になり、平成27年(2015年)より791人の減少、2040年には559人の減少、2060年には1,065人の減少に留まることとなります。」ということ挙げて、参考として、特別な施策を講じないものとして想定した推計では、本計画終了後1年後の平成32年(2020年)の0歳から14歳の年少人

口は、8,287 人になり、平成 27 年より 1,082 人の減少、2040 年には 2,951 人の減少、2060 年には 4,651 人の減少ということで、その比較を挙げております。先程申しました通り、5 から 7 は参考資料として、前に挙げたものをそのような扱いにさせてもらっております。

8 ページ以降ですが、これも先程会長からありました通り、全国との統計的な比較だけではなく、本市独自の課題を書き込むべきではないか。それに伴う今後の方向性についてもしっかり示すべきではないかという意見がございましたので、全小中学校の校長先生にアンケートを取らせていただいて、子ども達の課題というものを、学力面、生活面、それから家庭的な側面を書いていただいたことを網掛けで入れております。まずは 9 ページでございます。「宿題等、決められた形での学習習慣はついていますが、自主的な学習に取り組む子どもが少ない傾向にあります。」ということで、今後の方向性として、思考・判断したことを表現する力の育成にむけ、主体的・協働的に学ぶ学習の創造ということと、放課後、すべての子どもが主体的に学びにむきあう場を学校・家庭・地域に創造ということを書かせていただいております。

(2) の生活面につきましては、9 ページの下でございますが、「学習面をはじめとして、決められた形の中では行動できる子どもが多い反面、自ら進んで行動し、問題に挑戦していこうとする子どもが少ない背景には、このような自分に自信がもてない自尊感情の低さが影響しているものと思われまます。」ということを入れさせていただいております。その後、地域との繋がり希薄が統計的に出ておりました。そこで、10 ページの網掛けの最初ですが、「その背景には、新旧住民の混住や、地域住民の高齢化の中で、地域と保護者、地域と子ども、地域と学校をつなぐ力の低下があると考えられます。」ということを書かせてもらっております。そこで、「地域づくりに参加することで役立ち感や存在意義を実感する取り組みの創造」ということに加えて、「家庭・地域への参加参画も含めた取り組みを推進する中で、子どもを中心に家庭・地域がつながる教育コミュニティを創造し、家庭・地域の教育力の向上につなげる。」という文章にさせてもらいました。続きまして、子ども達の間関係づくりの課題が校長先生から出ておりましたので、そこを入れております。「少子化の中で、幼少期からの地域における集団遊びの体験不足により、人間関係づくりに課題が見られる子どもが少なくありません。加えて、携帯・スマホ等を使った情報機器の発達は便利さと同時に人間関係のトラブルの原因ともなり、子どもたちは様々な不安や悩みを日々感じて生活しています。」ということを入れまして、その不安や悩みを誰にも相談しない子どもたちが多いということで、次のところに繋げております。このような課題を受けて、「確かな言葉で自分の気持ちや考えを伝えあう人間関係づくりや集団づくりの取り組み」ということが必要であるということはこの間の案から入れさせていただいております。そして今後の方向性には、「確かな言葉で自分の気持ちや考えを伝えあう人間関係づくりや集団づくり」、「学校内・外における相談システムの構築」、「学校・家庭・地域における、遊びや学びを切り口にした安心・安全な居場所づくり」というのを入れております。

(3) 生活と学力でございます。12 ページの最初でございます。ここもいろんな要因が本市独自にあるのではないかという意見がございましたので、「このように家庭の社会経済的背景と子どもの学力には強い相関関係があり、このことは本市においても例外ではありません。前述の学力面、生活面の本市の調査結果についての経年変化を見ると、小・中学校とも市の平均値だけでは見えない学校ごとの特徴があり、そこには一つの要因では語れない、多様な社会経済的背景があると考えられます。また、平均値では正答率や肯定的な回答が高かった学校においても、二極化の傾向が懸念されており、社会経済的背景を踏まえた取り組みはすべての学校で必要とされる状況にあります。」ということを入れさせてもらっております。その後四角で続いておりますが、こちらは前回は文中にあった取り組みをしっかりと取り組みとわかるように四角囲みの中に入れていただきました。新しく入れたところは、12 ページの下の「しかし今」からになります。そこは、校長先生方から子ども達の家庭状況について、保護者を取り巻く状況について書いてもらったところに入れてもらいました。「しかし今、本市の子どもたちの家庭の社会経済的背景を見ると「共働き、または一人親家庭の中で、生活に追われ、子どもとむきあう時間がとれない」家庭が少なくありません。そのため『子どもの変化に気づかない』、また、寂しい思いをさせている子どもへの遠慮も伴って、『子どもの背中を押せない』『経済的な厳しさがあるにも関わらず、子どもにモノを買い与えることで関係を築こうとする』等の課題が見られます。また経済的には安定しているように見える家庭においても、祖父母等の支援の中で何とか現状を維持している家庭も見られます。精神的に不安定な状況にいる保護者、地域の中で孤立している保護者も見られ、家庭の社会経済的背景の厳しい保護者ほど、教育への意識や学校とのつながり、地域・社会とのつながりが希薄になっている現状があります。」というのを入れて、今後の方向性として全体をくくる形で「小中連携をはじめとした保・幼・こ・小・中の連携のもと、一貫した保育教育システムの構築」と今の保護者の実態を受けまして「保護者を含めた地域住民が保育・教育にむきあい、学び直しをしていく生涯学習の推進を通じた、学校・家庭・地域が一体となったつながりの再構築」ということを入れて、次の 14 ページのつながりを力にしていることで、基本理念につながる形としております。

最後 15 ページですが、先程会長が言われた 3 つ目の基本理念、基本方針、基本方向のつながりがわかりにくいということでございましたので、基本方向を基本方針に基づいた施策展開の視点として、5 つの基本方向を定めますというふうに基本方針から施策を展開するときに、この 5 つの視点を持って展開しますというふうに位置づけました。そして 16 ページにそのような図になるという形になっております。17 ページ以下の基本計画はつながりますのでいったんここで提案を終わりたいと思います。

○会長

第 1 回目、第 2 回目と出していただいた御意見を反映させる形で、今丁寧な御説明がございましたが、委員の皆様いかがでしょうか。御発言の際は挙手をしていただいて、指名させていただいて御発言いただきたいと思っております。はい、J 委員。

○J委員

本市独自の特性と言いますか、2つ目の指摘事項ですね。それをカバーする形で各校園長の意見を聞いたということなんですよ。確認したいんですが、4中学校、10小学校、2園長全員に聞き取りという形なのか、実際に書いていただいたのか。要はどのような手法を取ったのか教えていただきたいということと、その16人だけで、所謂、保護者関係とかからはないと思うんですが、あくまでの16人の校園長から学校だけではなく保護者の状況とか、校園長が把握しているというものを総括して答えていただいたということですよ。という確認と、1点質問をさせていただきたいんですけども、いろいろ見えてきているということは、本市の特性と言うのがどこまで出てきているのか。たぶんこの地域でもある課題も結構あつたりするんですが、本市独自の諸課題というのはどこかでカバーしようとしているのか、一旦ここで見えたことについて基本的な方向を整理しようとしているのか。これでとりあえず良しとするのか、その辺の考え方を教えていただけたらと思います。

○会長

今の質問について。はい、人権教育課長。

○人権教育課長

今おっしゃられたとおりに、16の校園長に子どもの実態、学力面、生活面、また、連携など、家庭、保護者の見えた状況、今後の方向性を書いていただいたものです。聞いたのは校園長から見た実態を書いてくださいということで書かせていただきました。本市の特徴というところがあつたのですが、ここで書いたことは、本市だけではないと思っておりますが、先程もありましたように、学校ごとにそれぞれの地域に表れている現状が必ずしも同じではありません。それは一つの要因ではなく、いろいろな要因が重なっているように見受けられます。ですから今後、この中に学校ごとということを書くことは厳しい状況もありますが、学校規模適正化とかいう時には、そのような教育課題も意識しながらすることが必要だと思っております。

○会長

よろしいでしょうか。それでは他に御意見ございますでしょうか。はい、N委員。

○N委員

幼稚園及び保育所の園児数の推移と書いてるんですけども、3歳児、4歳児の在宅その他がパーセンテージで書いていただけてますが、その他というのはなんなんですか。

○人権教育課主幹

その他の部分は他市町の幼稚園に通われている方、或いは在宅の方ということになっております。

○会長

N委員よろしいでしょうか。それでは、F委員。

○F委員

11 ページの今後の方向性の中の、確かな言葉という文言があるんですが、この具

体的なイメージを教えて欲しいです。

それと、12 ページの一番最後の行ですけれども、「本市の子どもたちの家庭の社会経済的背景を見ると「共働き、または一人親家庭の中で」という書き方をされてると思うんですけども、今、1 億総活躍社会の推進ということで、現政権の推奨を謳っている中で、共働きという言葉は、いかにも男性が働いて、女性が家にいるのが主で、共に働いていることが何かちょっと駄目なことなのかと感じるような、自分自身も共働きでずっとやってきましたけれども、共働き、または一人親家庭の中で生活に追われているということ。働いているから生活に追われているのではなくて、例えば長時間労働であるとかそういうことが原因で生活に追われているということとは少し違うところにあるのかなと思うんです。共働きという言葉で括れるのかということで、すごく違和感が残りました。

また、地域の中で子どもを育てていくという中で、祖父母等の支援の中で何とか現状を維持している。祖父母に支援していただくことは良いということですよ。悪いことですかって言う感じなんですけども、ちょっとした文言の表現の仕方だと思うんですが、すごく違和感を感じるんです。そこをどう考えられているのかを教えてくださいたいです。

それと 13 ページの真ん中辺りの「地域住民が保育・教育にむきあい、学び直しをしていく」という表現の中の学び直しという言葉の中に、親自身が学び直しをしていくと捉えるのか、親として子どものために教育に参加すると言いたいのかわかりにくいので御説明ください。

○会長

今、F 委員から御指摘がございましたけれども、他に言葉の上で何かお気づきの点がありましたら、出していただけたらと思いますがいかがでしょうか。それでは、事務局への質問ということでございますので、その意図についてお答えいただいて、委員の皆様の御意見をいただけたらと思います。それではF 委員の4 点の御質問、御指摘があったと思いますが、それについてどうでしょうか。はい、人権教育課長。

○人権教育課長

11 ページの確かな言葉でということの意味は、気持ちを言語化して自分のものとして改めて自覚するというようなことを込めて表現しております。もやもやした気持ちが言語化されることによって自覚されるという意味を込めて、そのような表現をしております。12 ページにつきましては校園長が、自分のところの具体的な子どもの姿から、なかなかそういう形で働いているので、子どもと向き合う時間が取れないという意味の中で出てきた表現でございます。共働き、一人親家庭というのは、なかなか家におれなくて夜遅く帰ってくるというような形の中でという思いが込められております。祖父母の支援のところは、どちらかという生活実態はそんなに厳しくないなど、数字的には表れていないけれども、イメージされて出てきた表現で、数字だけでこの学校はそんなに厳しくないよということではないよというメッセージが込められているという形で書かれているものでございます。最後に学び直しというのは、

保護者自身というイメージが強いというふうに考えております。今、御指摘をいただいたことで、表現がそのように伝わらないというものがございましたら、協議いただいて御指摘をいただければと思います。

○会長

今事務局から説明がありましたが、委員の皆様、いかがでしょうか。F委員からの提起についてはいかがでしょうか。はい、J委員。

○J委員

言葉の問題については、アンケート調査ということで先程御説明いただいたニュアンス、スタンスがあったということで、大事なデータとして載せるということは結構かと思うんですが、それを整理して統計的にまとめて方針につなげるために文章化するということになれば、公の取りまとめということになりますので、違和感があるということが実際にあるのであれば文章を精査すべきだと思います。データとしてそういう声があったというのはあるかもしれませんが、より適切な言葉の精査をしたうえで、消せということには絶対にならないと思いますが、大事なデータとして事務局で再度精査していただいたらと思います。

○会長

アンケートを取って校園長に書いてもらったものであっても、ここに掲載する上では精査すべきという御意見をいただきましたがいかがでしょうか。

○副会長

今の御指摘の通り精査していただいたらいいと思っているのですが、気を付けていただきたいのは、アンケートの言葉と次のアンケートの言葉をつないだ時に、例えば今のところで言うと、「共働き、または一人親家庭の中で」の後に「家庭が少なくありません。そのため」でつないでいるので、そこがそのままステレオタイプで映ってしまわないか。委員さんが仰っているのは、そういう家庭でも時間を作ることを一所懸命やっておられる方もおられて、全部が全部そうではないという趣旨も含まれているのではないかと思うので、精査するときアンケートの文言と言いたいことの整理をしておかないと、このままいくとその部分がストレートに映ってしまって誤解を生む可能性があるかと思っています。

○会長

副会長からもございましたので、アンケートの言葉として校園長の思いとしてあったとしても、つないでいくときに配慮をしていくという形でよろしいでしょうか。それでは、提起されたF委員も頷いていただきましたので、言葉の精査、或いはよりわかりやすい表現に心がけていただけたらと思います。そのほか、これまでの説明について何か御質問等ございませんでしょうか。それではないようですので16ページ以降の施策の体系について続いて説明をお願いいたします。はい、人権教育課長。

○人権教育課長

16ページから御覧いただきたいと思います。網掛けを掛けた部分は、前回から文言から変わっているところになっております。基本方針の5に対応するところで社会

教育の充実というのは、⑥⑦の生涯学習と文化芸術活動に分けられるということで削除しております。⑧の地域の情報拠点づくり・読書活動の推進は新たに加わったものです。それから訂正ですが、配布した資料4で24ページは本日配布した資料1の24ページにあたる部分で16ページの④⑥が④⑤が復活をしております。それ以外は、言葉の表現が若干変化したものでございます。ただ今から若干時間がかかりますが、17ページ以降読ませていただきたいと思います。

5. 基本計画、(1) 就学前保育教育の充実、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な時期であることを踏まえ、幼児の生活や遊びという、直接的・具体的な体験をとおして、人と関わる力や思考力、感性や表現する力などを育み、社会と関わる人として生きていくための基礎を培う就学前保育教育の充実を図ります。①幼稚園教育活動の充実。幼児の自発的な「遊び」を重要な学びと位置付けた教育内容が展開できるよう、キャリアステージに応じた研修の実施、自己評価の導入等、職員の資質向上に努めます。国や大阪府の指導・助言事項に基づき教育課程を編成し、実践します。②人権保育教育の推進。泉南市子どもの権利に関する条例、泉南市人権保育基本方針及び同推進プランに基づき、全ての子どもが性別、国籍、障害の有無、家庭環境等に関わらず、自己に誇りを持ち、互いの人格を尊重し合える豊かな関係を育めるよう人権保育教育を推進します。またそのために、男女平等や多文化共生など社会にある多様性を認め合う人権に根差した環境を日常的に整えます。③保育教育環境の整備。子どもの持てる力を引き出し、その育ちを促す多様な遊びの環境や自然環境、基本的な生活力が育ち安全に過ごすことができる生活環境等、幼児期にふさわしい環境を整備します。④子育て・子育て支援の充実・強化。全ての家庭が安心して子育てができ、育てる喜びを感じることができるよう「量」と「質」の両面から子育て支援の充実を図ります。その際、子ども自らが権利行使の主体として育つことを目的とする子育て支援の視点を持って取り組みます。⑤共に生き共に育つ保育の充実。一人ひとりの発達の状況に応じて、関係機関が連携をとりながら、きめ細やかな療育・発達支援を行います。また、支援を要する子どもと周りの子どもたちが互いを認め合い、共に生き共に育つ保育の充実を図ります。⑥保育所・幼稚園・認定こども園・小学校・中学校の連携。幼児期と児童期の教育課程・指導方法の違い、子どもの発達や学びの現状等を正しく理解し、幼児期の教育と義務教育の円滑な接続が図られるよう、保・幼・こ・小・中の連携を推進します。18ページにいきます。

(2) 小・中学校の教育力の充実、「生きる力」を育み、自他を大切にする子どもの育成を目指します。その中で、小中一貫教育を視野に入れた校種間連携の下、学校・家庭において主体的・協働的な学びを創造することで、すべての子どもの学力を保障します。また、すべての子どもが学校生活を楽しみながら、豊かな人間性と健やかな体を育むことを目指します。①小中一貫教育を視野に入れた連携の推進。子どもたちの発達段階や地域の特性を踏まえ、学校教育の多様化・弾力化を推進し、教育内容や学習活動の質的・量的充実を図るため、義務教育を総合的に推進する小中一貫教育を視野に入れた校種間連携を進めます。その際、各中学校区において、「子どもの実態

把握」「育てたい子どもの姿」「系統的・継続的に行う取組み」などを教職員が共有する取組みを推進します。②学力の向上。各小中学校において、共通して取り組むべき内容を「泉南市学力向上の取組みスタンダード」として共有し、子どもたちが自ら学び、自ら考える力を育むアクティブラーニングを進めます。また、学校として組織的な授業の工夫改善に取り組み、一人ひとりの子どもに応じたきめ細かな指導や魅力ある授業づくりに努めます。合わせて、放課後学習や家庭学習を推進し、確かな学力の定着を図ります。③人権教育の推進。泉南市人権教育基本方針及び同推進計画、泉南市男女平等教育基本方針、泉南市在日外国人教育に関する指導の指針等に基づき、すべての学校で人権教育推進計画を作成する中で、自らの大切さとともに他者の大切さを認め、現実にかかる問題に対して、その解決に向けて行動できる力を育成します。取組みにあたっては、個々の子どもの社会的背景や生活背景を見すえ、集団づくりを通した子どもと教職員の学びを大切にします。④道徳教育の充実。「特別の教科 道徳」の全面実施をふまえ、教育活動全体を通した道徳教育の充実を図り、規範意識や自他を尊重する心を育てることを通して豊かな人間性を育みます。取組みにあたっては、他者との対話の中で、多様な価値観にふれながら、自ら考え、より良い方向を目指す、子どもたちの主体的な活動を創造します。⑤生徒指導の充実。すべての子どもにきまりを守るなどの規範意識及び生命や仲間の大切さなどの人権感覚を育み、心身共にバランスのとれた成長を促す指導の充実を図ります。また、「いじめ防止基本方針」を策定し、いじめや不登校などの問題行動の未然防止、早期発見・早期解消に向けた取組みを全教職員で組織的に行う学校体制を構築します。スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどによる相談体制の充実に努めるとともに、不登校の子どもたちへの支援のため適応指導教室「つばさ」の充実を図ります。⑥進路指導・キャリア教育の充実。子どもたちの多様な進路選択による自己実現を支援するため、適切な情報提供に努め、目的意識を持って学習できるよう進路指導の充実を図ります。すべての中学校区で全体指導計画を作成し、保・幼・こ・小・中が連携する中で、社会の仕組みを知り、社会の一員として未来を拓くキャリア教育を推進します。取組みにあたっては、地域住民や学生をはじめとする様々な生き方（のモデル）との出会いを通して、なかまと共に自らの生き方について考えることで、将来展望へつなげます。⑦障害のある子どもの自立支援と集団づくり。個々の教職員はもとより、学校組織として障害についての理解を十分に深め、個々に応じた支援の充実とユニバーサルデザインの授業づくりを推進します。また、障害のある子どもと周りの子どもたちが、集団の中で一人ひとりを尊重し、ちがいを認め合い、ともに学びともに育つ教育を推進します。⑧学校給食の適切な推進。子どもたちが、健全な食習慣を身につけ健康で豊かな人間性を育むことができるよう、学校給食の充実に努めます。また、地場の食材を活用したり、行事食を提供したりすることにより、給食を通して地域の文化や伝統に対する理解を深めます。⑨健康・体力づくりの推進。子どもたちの成長に応じて、幼少期から身体を動かす遊びやスポーツの楽しさを感じることでできる取組みを推進します。また、学校における保健体育の授業の充実やクラブ活動の充実に努めると

ともに、スポーツ少年団などの活動を推進します。合わせて、基本的な生活習慣の確立や食育の充実に向け、家庭や関係機関の協力を推進します。⑩読書活動の推進。学校司書による蔵書等学校図書館の整備充実や、授業での学校図書館の活用等を通して、子どもの読書意欲の向上に努めます。また、「子ども読書活動推進計画」に基づき、学校と市立図書館が連携して、子どもの読書活動を積極的に推進します。

(3) 明るく安心できる学習環境の整備・充実。誰もが明るく安心できる学習環境を構築します。教職員の資質能力の向上を促進し、子どもの最善の利益に基づく学習環境の整備に努めます。また、調整区の解消に努めるとともに、子どもの相談体制の充実を図ります。①教職員の資質能力の向上。教職員が専門的知識と実践的指導力や指導方法を身に付け、体罰の根絶に努め、子ども理解を深めるなど資質能力を向上させるための研修への積極的な参加を図ります。特に、経験年数の少ない教職員の資質能力の向上を図るなど、日常の教育活動を通じたOJTの充実を努めます。②校園長による適正な学校運営。校園長が自校園の課題や保護者、地域住民の評価を踏まえた教育目標や教育方針を明確に示し、リーダーシップを発揮して特色のある学校園づくりに努めます。また、保護者や地域住民に対し学校園の様子の積極的な発信に努めます。③相談・救済システムの構築。「いじめや虐待、体罰その他の人権侵害を受けたとき」「受けそうな状況に置かれたとき」に子ども自身が必要としている相談と救済を受けることができるように、必要な仕組みを整えます。④学校と教育委員会のコミュニケーション強化。学校と教育委員会が連携を密にし、教育課題の解決を図り、本市教育の推進を図ります。また、定期的な教育委員による、学校訪問や教職員との懇談の機会を設けるなど、子どもたちや教職員、保護者の意見を教育行政に反映させるよう努めます。⑤市長や教育長に具体的な声を反映できる仕組み。子ども等からの声を市長や教育長に直接届ける仕組みを構築し、それを通して意見を聴取し、広く教育施策に反映します。⑥調整区の解消。教育コミュニティの創造と教育環境の保障を図るため、単一校区を目指した学校規模の適正化を推進する中で、調整区を解消します。調整区の解消にあたっては、土地差別問題解決の視点をふまえ、総合的施策の中で人権啓発・人権教育の取組みを推進します。⑦学校規模の適正化。学校規模の適正化を視野に入れた学校の在り方について検討し、基本方針を策定します。また、基本方針の策定に当たっては、泉南市公共施設等ファシリティマネジメント推進基本方針及び基本計画との整合性を図ります。

(4) 安全・安心な教育環境の整備。社会情勢の変化に適切に対応するため、子どもたちにとって学習の場であるとともに、一日の大半を過ごす生活の場でもある小中学校の教育環境の充実を努めます。①時代のニーズに対応した安全・安心な学校施設。学校を取り巻く社会情勢の変化と新しい時代のニーズに対応した安心・安全で、効果的な学校施設の整備を推進します。②保護者・地域との連携による教育の推進。学校を核として、子どもと保護者、保護者と保護者、保護者と地域をつなぐ取組みを進めます。その中で、子どもたちが地域住民とのふれあいを通して、役立ち感や自分の存在意義を実感できるよう、子どもたちの地域社会づくりへの参加参画を推進します。

③保護者・地域の連携による開かれた学校づくり。学校と保護者、地域が密接に連携し、開かれた学校づくりに努めます。そのために学校支援地域本部事業などを通し、学校の教育活動に保護者や市民の参画を求め、学校の取組みへの共通理解を図ります。

④通学時の安全確保。子どもたちの登下校や放課後の安全確保のため、学校・保護者・地域の関係団体による見守り活動や青色防犯パトロールによる巡回を実施します。合わせて、「泉南市通学路安全プログラム」に基づき道路設置者など関係機関との連携を図り、通学路の安全確保に努めます。

⑤学校内外の防犯対策。学校における教育活動の計画に、安全管理や防災・防犯に関する指導計画を位置付け、不審者対応をはじめとする避難訓練の充実を図るとともに、子どもが自らを守る指導を推進します。また、学校・保護者・地域の関係団体による連携の強化に努めます。

(5)生涯学習の推進。学校・公民館等を拠点として、子どもを中心に学校、家庭、地域がつながり、協働して子どもを守り育てる教育コミュニティを創造し、地域の総合的な教育力向上を目指すとともに、地域住民や各種団体の協力の下、子どもが安心して集うことができる居場所づくりを整備します。

①人権尊重のまちづくり。人権尊重のまちづくりに向け、学校・家庭・地域において、子ども、女性、高齢者、外国にルーツのある人、障害のある人をはじめとしたすべての子ども、市民の人権を保障し、具体的な態度・行動につながる人権教育を推進します。

②教育コミュニティづくり。

子どもを中心に学校・家庭・地域が一体となって、世代を超えた人々の信頼関係や結びつきをつくる教育コミュニティの取組みを推進します。そのようなつながりの中で子どもたちが未来を拓くことができるよう、学校や公民館等を教育コミュニティの拠点として位置づけます。

③青少年の健全育成の充実。青少年が公民館や図書館、青少年センター等で、子どもの遊びや地域の伝統文化、自然環境等を自主的に学習できる場の提供を行います。また、事業に参加して得た知識、技術を活用して、地域とともに成長し、地域が活性化することを目指します。

④家庭教育充実の支援。都市化、核家族化、少子化が進み、家庭の教育力の低下が危惧される中、保護者を中心に地域が一体となって、家庭教育の充実に取り組むことができるよう支援します。そのために、保護者を含めた地域住民が保育・教育にむきあい、学び直しをしていく生涯学習を推進します。

⑤文化遺産の保護・調査研究。市民の主体的な文化財の活用を促し、文化財の価値の共有化をはかるなど、活用を通じた文化財保護の仕組みづくりに取り組みます。また、市内に残る泉南市らしい景観の保全のあり方についても検討します。埋蔵文化財センター・史跡海会寺跡広場を中核的な施設として位置づけ、市民に地域の文化財に触れることのできる場と多様な機会を提供します。

⑥生涯スポーツの推進。健康への関心が高まる中、市民のスポーツによる健康増進を進めるため、だれもが身近な地域で気軽にスポーツに親しむことができる機会や施設を充実します。

⑦文化・芸術活動の推進。公民館などにおいて、市民による自主的な文化・芸術活動に対する支援、および活動・発表・交流などの支援を積極的に推進します。

⑧地域の情報拠点づくり・読書活動の推進。市立図書館及び公民館を地域の情報拠点として、資料の収集と提供、調査相談、各種講座の開催等を通じ、障害者・高齢者等すべての市民の生

涯学習活動や教養文化の向上を支援します。特に、市立図書館では、子育て関連機関や市民ボランティアと連携しながら、各種講座の開催や乳幼児期からの読書活動を推進します。⑨子どもの居場所づくりの推進。子どもの居場所は、「生きる」「守られる」「育つ」「参加する」という子どもの権利を保障するための環境として重要です。留守家庭児童会や、元気広場事業をはじめとしたすべての子どもを対象にした放課後の居場所づくりを含め、子どもが余暇や遊びを楽しみ、学び、休息し、文化・芸術に触れることを通して、人と出会い、自分らしさを発揮できる居場所づくりを推進します。

(6) 市を挙げての教育施策の推進体制の確立。本市で育ち、学ぶすべての子どものために、誰もが安心して学ぶことができるよりよい教育環境を提供し、その健やかな成長を保障していく必要があります。そのために、市長と教育委員会は、教育政策の方向性を共有し、一致して施策の執行に当たります。①子どもの権利に関する条例の推進。泉南市子どもの権利に関する条例の原則である「差別の禁止」「子どもの最善の利益」「生命、生存及び発達への権利」「子どもの意見表明と参加の権利」に基づき、条例の目的である「子どもにやさしいまち」の実現のための事業を推進します。②市の一般施策との連携強化。より良い教育環境を実現するためには、安全・安心をはじめ、人権、市民協働、福祉、交通及び国際交流等、市の各分野の幅広い施策との連携が必要であるという認識のもと、より効果的な教育施策推進のため、一般施策との連携の強化に努めます。同時に、地方創生関連事業をはじめとしたまちづくりにおける教育の果たす役割をふまえ、関連部局と連携し、取組みを進めます。そのための協議・調整の場として、総合教育会議を活用します。③保護者の経済的負担の軽減。すべての子どもに、教育を受ける権利を保障するため、経済的理由によって、就学や就園が困難と認められる子どもの保護者に対して、経済的負担の軽減につながる施策の維持と充実に努めます。④地方創生関連事業の推進と連携。人々が安心して生活を営み、子どもを産み育てられる社会環境を作り出すことで活力にあふれた地方の創生を目指すという意味で、現在進められている、まち・ひと・しごと創生法に基づく地方創生の取組においても、教育や子ども・子育て支援等の役割が重要視されています。そのことを踏まえ、健康や福祉など関連部局と連携し、子どもたちが安全に安心して学び、健やかな育ちを実現することで地方創生に資するべく、地方創生関連事業の推進に努めます。⑤総合教育会議の活用・教育委員会の役割強化。市長が主宰する総合教育会議を、市長と教育委員会が広く対等に教育行政に関する協議・調整を行う場として活用します。また、教育委員会においても教育長の責任の明確化の下、教育課題への迅速な対応に努めると共に、教育委員による教育長へのチェック機能と教育委員会会義の透明性を強化します。

以上でございます。

○会長

それではただ今説明のございました基本計画について、御意見、御質問がございましたら出していただきたいと思います。はい、F委員。

○F委員

基本計画の就学前保育教育の充実のところ、職員の資質向上に努めますという言葉があります。確かに子どもを保育していく上で職員の資質向上は、なくてはならないものですが、今保育現場は、人材確保が非常に難しい状況です。人材確保が行えないとゆとりを持って教育に当たれないという状況が生まれてくるように思います。資質向上も大切ですが、保育の質の向上のために先生たちに頑張れという表現だけではなく、人材確保のための表現も必要ではないかと思いました。それと、冒頭のところで、本計画でいう学校とは幼稚園を含みますという文言があるんですが、基本計画の中の19ページに学校給食の適切な推進とありますが、この学校給食の学校という部分には幼稚園が含まれているのでしょうか。含まれていないのであれば、安全安心な教育環境の整備の中に小中学校という明記がありますが、含まれていないのであれば小中学校という表現の方がいいのではないかと思いますし、安全安心な教育環境の場合は、1日の大半を過ごす生活の場である小中学校という表現ではなく、幼稚園を含んでほしいと思います。以上です。

○会長

今のF委員の御意見の中で人材確保が難しいという点について、もう少し具体的に教えていただきたいのですが。

○F委員

現在幼稚園は統合して2園になっています。いろんな働き方の方が配置されて、とても有難いことだと思っています。養護教諭、人権担当などがおります。しかしながら、定着しない職種がありまして、資質向上のために研修などを重ねてきた人が離れていくという状況があるということは、なんらかの形で歯止めがかかるような何かが必要ではないかと感じるわけです。

○会長

今のF委員の御意見を反映するとすれば、どこで反映すればよろしいでしょうか。

○教育部長

端的に言うと待遇面ということですか。

○F委員

養護教諭が特に定着しにくくて、そこが悲しいですね。特定の職名を出してそこを責めるつもりはないですが。

○会長

それでは人材確保という部分を大事にしてほしいということですので、その部分については、就学前保育教育の充実の中で反映できるかどうかを一度御検討をお願いします。それから、これは御質問だと思うので事務局にこたえていただきたいのですが、学校給食で言う学校という表現の中に幼稚園も含むのか、その部分の整理についてはいかがでしょうか。はい、教育部長。

○教育部長

書き分けとしては、17ページの(1)は就学前教育、18、19ページで小中学校と書き分けておりますので、F委員御指摘の学校給食は、小中学校給食ということでは

ので、前段の部分で定義している部分については考えさせていただきたいと思います。それと、義務教育のところ、安全安心なという施設面での整備のことだと思います。これは、就学前の分につきましては、17 ページの③で事務局としては同じようなことを書いているつもりです。

○会長

F委員よろしいでしょうか。それでは他に御質問や御意見はございませんか。はい、K委員。

○K委員

1点だけですが、20 ページの⑤のブロックなんです、総合教育会議で議論された子どもの声の制度のことだと思うんですが、この制度について私の理解では、切迫した子どもの命を救うとかいじめなどに対応するというで立ち上げられた制度だということを我々と教育委員会で共通認識を持っていると思うんですが、それを前提とした場合、「それを通して意見を聴取し、広く教育施策に反映します。」と言うのは、まず第一義的には切迫した状況を救うというもので、終局的には教育施策に反映というところになるんでしょうが、そういったところをもう少し強調して書いていただけたらと思います。

○会長

20 ページの5番のところ、もう少し切迫したことに対応するというようなところも加味すべきという意見ですが、事務局いかがでしょうか。

○教育総務課長

御指摘の部分ですが、教育大綱に表記されている部分で、教育大綱もこのような表現になっているんですが、仰る通り事業を具現化していく中で、切羽詰まった状況に対応するということがありますので、表現を考えてみたいと思います。

○会長

はい、D委員。

○D委員

子どもの最善の利益に基づく学習環境の整備ということ掲げていますが、たぶん子どもの権利条例との関係で、ここは書かれているのではないかと理解しているんですが。

○会長

今、D委員が仰ったのは何ページでしょうか。

○D委員

20 ページの明るく安心できる学習環境の整備充実の四角囲みの2行目です。条例の中で、意見を表明するとか、施策に反映するというようなことが確か書かれていたと思うんですが、その部分を⑤で書いていると私は理解しているんですが。

○人権教育課長

今のD委員の御意見について御説明します。子どもの権利に基づくところについては、③に含まれていると考えています。全体のシステムの構築というところ、先

程申し上げたように切迫した緊急性のある方が⑤になります。条例のシステムにあたるのは③になるということです。

○J委員

⑤の提要は、非日常的な仕組みでして、特に市長が教育に直接携わるということは普通ありえないし、教育長の立場で直接現場で生徒に携わるということは、なかなかないんですが、まさにこの提要は、市長または教育長に直接届くというところでありまして、今までの制度にはない、また、他の自治体でもゼロではないですがなかなかない本市独自の制度で、ごく最近総合教育会議で導入しようということになって、導入の動きの中で教育大綱にも位置づけたというものですので、先程事務局の教育総務課長から説明があったように、教育大綱とこれは一貫して、非日常的な緊急時に直接届けられる仕組みということを念押ししているという形ですので、表現は直していただけたらと思うのですが、位置づけはここでいいのではないかと思います。

○会長

D委員から御指摘がありました子どもの最善の利益という、泉南市独自のところから③の相談救済システムも生まれているでしょうし、今議論になっている⑤についても、独自の緊急時の対応ということも生まれてきているかと思しますので、ぜひ、今教育総務課長がお答えいただいたように、⑤についてはもう少し文言を強化していただくということでもよろしいでしょうか。それでは、他に御意見、御質問はございますでしょうか。

○I委員

20 ページの⑥の調整区の解消についてお尋ねしたいのですが、具体的にどういうふうな時期とか、そういうことまで考えられての話なのか、それとも、あくまでもこのように書かれただけなのか聞かせていただきたいのですが。

○会長

それでは、調整区の解消について、今お考えの内容について事務局から御回答お願いします。

○人権教育課長

調整区の解消については、現在調整区解消にかかる基本方針と推進プランで進めている中の文言がこの文言になります。この中で、調整区の来年度末の解消に向けての人権啓発、人権教育の取り組みを進めるということになっております。解消にあたってはここにも記載しております、⑦学校規模の適正化について、8月以降の教育問題審議会基本方針を定めていただくことになると思いますが、そこで調整区の解消ということも視点に入れ、整合性を踏まえながら、解消に向けて検討されていくということでその姿が明らかになるというような状況になっているということでございます。

○会長

そうしましたら⑦を今年の8月、⑥を来年度末ぐらいまでに方向付けしたいということでもよろしいのでしょうか。

○人権教育課長

もう一度御説明いたします。8月から⑦の学校規模の適正化に向けた基本方針の審議をこの審議会ですていただく中に、調整区の解消も視点に入れて方向性が学校規模の適正化の中で出てくるということになりますので、学校規模適正化の基本方針が、この後この審議会に諮問していきますので、その答申の中で調整区の解消された姿が同時に明らかになる形になると考えております。

○会長

よろしいでしょうか。それでは他にございませんか。C委員。

○C委員

20 ページ⑦の学校規模の適正化についての文章なのですが、この計画策定にあたってということで、前段の部分、例えば1ページの一番下の(2)の保・幼・こ・小・中の連携の文章の一番最後に、小中一貫校も視野に入れたシステムの構築を図りますということで載っておりますし、その下の(4)に「学校規模の適正化を視野に入れた学校のあり方を検討します。とりわけ、小中一貫校を視野にいれた小中連携」ということで文章が出てくるんですが、今議論しているところというのは、冒頭にもあるように具体的な基本方針に沿った施策展開の視点ということで、この5つが書かれておりますので、その文章の整合性を図るのであれば、⑦の中にもそのような文章を含めていく必要があるのかなと。と言いますのも、今年の中頃くらいから新たに学校規模の適正化についての議論も進めていくということになっておりますし、この振興計画がベースになって学校規模の適正化が議論されるということになりますので、文章的な整合性を持たせるのであれば、この具体的な施策展開の中にもそういった文言を含めていく方がいいのではないかと思います。

○会長

今、C委員から御指摘のあった件についてはいかがでしょうか。委員の皆様のお考えもお聞かせいただけたらと思うのですが、いかがでしょうか。はい、J委員。

○J委員

この後ろの部分がまさに具体的に記載するところで、ここで整合性が取れるようにしっかり記載する方が、一本筋が通るのかなと。今後の議論もこの基本方針に基づいて議論進めていくということですので、どうかと言われれば記載する方がいいと思います。

○会長

今C委員の御発言に賛同するという意見でしたが、そのような形で、折角1番の理念のところに書いている具体的な小中一貫校も視野に入れたという文言を学校規模適正化の中にも反映させるという形でいきたいと思いますが、よろしいでしょうか。はい、副会長。

○副会長

文言の中に小中一貫教育を視野に入れた連携の推進というのが、(2)小・中学校の教育力の充実というところに出てきますよね。事務局がイメージしているのは、所

謂、小と中が別途にあった連携なのか、今委員さんが仰っている話が、施設一体型の一貫校なのかという整理が、言葉で宙に浮いているような感じがあって、小中一貫校という法が変わって義務教育学校みたいな形になることを想定しているのかということをおある程度議論しておかないと、小中連携というのは様々な形態があるのでその部分の整理は必要なのかなと思っています。

○会長

ありがとうございます。文言の中に入れる時に、小中一貫校も視野に入れたという形の言い方になっているので、学校規模の適正化の話をしていく時も、小中一貫校ということだけではなくて、様々な可能性というか、それぞれの校区の事情ということも踏まえて議論していくことになるかと思っておりますので、今の副会長の提起も踏まえてこの中に入れる言葉を反映させるんだけれども、議論を縛るのではなくて柔軟にできるような配慮をぜひお願いいたします。はい、B委員。

○B委員

今副会長仰る通りだと思います。ここである程度具体的に示しておかないと、今後この教育問題審議会でも適正化の問題をやっていくわけでしょう。そのうえで先に小中一貫校がありきの中で議論していくのか、その辺をはっきりしておかないと。じゃあ次の学校規模の適正化の中では小中一貫校を前提に議論していくんですかということになるので、その辺は具体的にしとかなあかんのじゃないですか。

○教育部次長兼指導課長

副会長が仰ったように、小中一貫と言っても大きく3つの形態がございます。先程御指摘があったように、小と中が同じ校舎の中で学ぶという形態もあれば、小中分離という形で、建物は別で学習内容で交流を図っていくもの、もう一つは、ほぼ今の形態の中でより校区内の小中学校が結びつきを深めて行く。大きく3つが代表的な形と言われております。B委員も仰ったように、今後泉南市で小中一貫教育を進めるにあたって、どのような形態を具体的なイメージとして考えていくのか、その辺りは、文言にも出ておりますファシリティマネジメントの考え方も踏まえて、ある程度具体化していく上で後半の学校規模の適正化の審議についてお願いしていくことになるかと思っておりますので、事務局の中でも再度きちんと整理をしておくようにしたいと思います。

○会長

B委員よろしいでしょうか。次長が仰ったように様々な形態がある中での小中一貫教育、小中一貫校ということで確認をしていきたいと思っております。

○J委員

事務局として基本方針を固めていく中で、ここでの文章はこれば限界だという考えですか。これから本格的に学校規模の適正化を議論していく前にここを整理していくということで、ここでの文言としては、これが限界だということですか。つまり無修正ということでしょうか。

○教育部長

この段階で泉南市の教育として今後4つの中学校と10の小学校を所謂小中一貫校とするのかどうかというのは、一律にそうするというここでは決められないと思いますし、今後もそうなるのか、いろいろな形態を取ることになるのかということはこれからの議論だと思います。御指摘のあった、場所によって小中一貫教育と書いているところもあれば小中一貫校という表現になっているところもございます。ここは整理をして統一というか、書いている気持ちとしては、どのような形態であろうが小中一貫教育ということで、その上に就学前も含めた連携があるという気持ちで書いておりますので、文言の表現を統一したいと思いますし、御質問のここで泉南市の教育の方向付けということでいけば、この基本計画の中で泉南市として、全て義務教育学校にするとかしないとかということを決めつけることはできないと思っています。それぞれの学校に応じて選択していくことになるかと考えています。

○会長

ということは、例えば小中一貫校というのは入れにくいとしても、C委員から提案があった⑦のところに、例えば小中一貫教育も含めてということも追加できるかというところですね。

○B委員

今の小中一貫教育については、今の時点では理念だけにしないと、小中一貫校で行くとなれば次の教育問題審議会に枠をはめてしまうことになるでしょう。ここでは理念だけでいいんじゃないですか。後は、教育問題審議会の学校規模適正化の中で審議してもらえばいいんじゃないですか。ここで小中一貫校というようなことを決めつけてしまうと、後の教育問題審議会に対して失礼な話になると思います。

○教育部長

そのとおりで決めつけているということではなく、それも視野に入れたという表現をしております。繰り返しになりますが、幼稚園、小学校、中学校の連携というのは既定路線ですので続けていきますが、所謂小中一貫校については、今後それぞれの学校でどう対応していくべきかということを経験されるべきだと思っており、ここで決めつけるつもりはございません。

○会長

そういう形でよろしいでしょうか。では、他に御意見や御質問はございますでしょうか。はい、D委員。

○D委員

21ページの安心安全な教育環境の整備とあるんですが、この教育環境の整備というのは、ハード面も含んでいると理解してよろしいでしょうか。

○会長

今の御質問について、事務局の考えはどうでしょうか。

○D委員

特にICT関係です。

○教育部長

御指摘のように、まずは安心安全ということですが、耐震化は終わりましたので次は老朽化の解消ということですが、それに際しては、単に更新するだけではなく、今仰られたようにICT関係などの新しい教育ニーズにもマッチしたものにしていこうという。それは、安心安全というところからは少し外れるかと思いますが、①の時代のニーズに対応したというような、その時々々の教育要領にも対応したハード整備というような意味合いで書いてございます。

○D委員

できましたら18ページの(2)小中学校の教育力の充実の②にアクティブラーニングを進めると書いていますので、その際に例えばICTの環境を整備しますなどを入れていただいた方がわかりやすいのではないかと思います。

○会長

小中学校の教育力の充実の中にICTの整備なども盛り込むという御意見ですが、事務局いかがでしょうか。

○教育部長

これは振興基本計画ですので、個別具体の事業、施策をどこまで書くかということもあるかと思いますが、具体例としてわかりやすくするという観点から検討したいと思います。

○会長

D委員よろしいでしょうか。他に御意見、御質問ございますでしょうか。

○J委員

資料④ということで、P24の⑤地方創生と総合教育会議の活用ということが追加されてるんですが、②の市の一般施策との連携強化というところですが、言葉の問題で恐縮ですが、一般施策となると対する言葉としては特別な施策というイメージがあるんですが、正確には教育施策以外の諸施策のことですよね。関連諸施策というふうに言葉を改めた方が正確なのかなと。福祉施策や子どもに関連する諸施策という意味で関連諸施策との連携強化ということで。文中にもあるんですが、「より効果的な教育施策推進のため、教育施策を推進するためには教育以外の他の諸施策との連携強化に努めます。」というくらいでいいのかなと思います。

○会長

今のJ委員の御指摘ですがよろしいでしょうか。はい、教育部長。

○教育部長

これも教育大綱と同一にしているんですが、内容としては委員の仰るような内容ということですが。教育施策以外の施策との連携強化ということですので、そちらの方がわかりやすいということであれば訂正させていただきます。

○会長

その他にはございませんか。はい、N委員。

○N委員

19ページになるんですが、⑧学校給食の適切な推進と⑨健康・体力づくりの推進と

ありますけれども、予算がどのくらいかかるかわからないんですけど、小学生の朝食というんですか。朝食を食べて来てない子どもさんがかなり多いので、その辺を考えていただいたら体力の向上にもなりますし、朝食を食べたら脳の活性が良くなるって言いますからね。私も新年度暫く立つんですが、朝食を食べて来てない子がほとんどですわ。行政の方で補助でもしていただけたらね。

○教育部長

今の時点では子ども達に朝食を提供できるかというのは、お答えしかねるんですが。世間一般では「子ども食堂」というようなものがあって、夕食を家庭で提供できない子ども達を対象にしていると聞いております。それは福祉施策としてやっているようなので、この1つ前に出ました諸施策との連携というようにあると思います。市全体としての1つの検討課題であるかと思いますが、今回の4年間で区切った振興基本計画の中で位置づけるのは難しいと思いますが、実際の課題だというのは確かだと思います。

○N委員

希望してますのは、昼食のような給食じゃなしに軽食のような形でいいと思うんですが。昼食のような給食を出すのは大変だと思いますが、例えばパン1枚と牛乳とかおにぎり1個とか、そういうことでもかなり違うと思うんですけどね。J副市長もおられますので市としてその辺考えていただけたらいいと思いますが。

○J委員

昼の給食事業に加えて軽易なものでも朝食を学校として提供するかという判断と予算の問題かだと思います。今の泉南市の財政運営の中では、今のところ考えてごさいません。朝食をできるだけ家庭で摂っていただくことを啓発するというのがまず第一なのかなと思います。その辺りのスタンスについては、教育委員会に確認したいところです。公共として、例えばおにぎりなどを提供するというのは、今のところ考えていません。

○教育部次長兼指導課長

J委員からありましたように、教育委員会としまして御指摘のございました最後のところですが、基本的な生活習慣の確立や食育というところで、一般には、「早寝、早起、朝ごはん」ということで、朝からのリズムを作るということについて啓発に努めたいと思います。御指摘のように保護者の様々な就労状況や家庭背景があって、夜遅くまで、或いは夜のお勤め等でなかなか子どもの登校前に食事が用意できない家庭もあることも承知しておりますし、保護者の方自身も心を痛めておられるということも重々承知はしているんですが、子どもを朝送り出すリズムを学校教育の中で、保護者の方と一緒に進めていくということを進めてまいりたいと考えております。

○N委員

家庭まで入って行ってお母さん早めに起きて朝ご飯を作って食べさせたってというところまで先生が出来るかということです。それはとても無理ですよ。予算がないと言うのであれば、希望者だけでも提供するか。食べて来てない子が多いんですよ。

その辺りを配慮していただけたらと思って発言させてもらいました。

○会長

N委員から御自身がボランティアとして接する中で出された御意見ですが、そういう家庭も含めて学び直しというような言葉もございましたし、そういう家庭も含めて子ども達の健康な育ちを作っていこうという形でこの場は確認していきたいと思えます。その他に御意見、御質問はございますでしょうか。特にないようでしたら、(5)のその他になっておりますが、事務局の方で何かありましたら提案をお願いいたします。

○人権教育課長

次回の審議会の予定の話になりますがよろしいでしょうか。次回は、いただいた貴重な意見を踏まえ修正したものを再度提案という形になろうかと思えます。第4回の審議会の日時、場所でございますが、4月25日、月曜日の午後3時からこの会場で行いたいと思えます。本日いただいた御意見を反映させた修正版、その他表記の統一もさせていただいて、答申に至る文書としての完成を次回目指していきたいと考えております。なお、4月1日を挟みますので、年度替わりで委員の交代する部署や組織があると思えますが、その時は新たに審議委員の委嘱をさせていただきたいと考えています。また、その際は、資料や内容の引き継ぎもよろしくをお願いいたします。

○会長

今の事務局からの説明ですがよろしいでしょうか。これで、第3回の審議会として予定しておりました議案事項は一通り終了いたしました。それでは、本日の第3回審議会を終了いたします。ありがとうございました。